最終更新日:2016年7月7日

共英製鋼株式会社
代表取締役社長　森　光廣
問合せ先:06-6346-5221
証券コード:5440
http://www.kyoeisteel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会と共生し日本経済と地域社会の発展に貢献する企業グループとして、(1)事業環境の変化に迅速・的確に対応できる経営組織体制の構築、(2)説明責任を十分に果たしうる経営判断の合理性と業務執行の効率性の追求、(3)意思決定の透明性と公正性の確保、(4)法的適合性のみならず社会の良識に則った健全な倫理性の確保、(5)ステークホルダーへの公平で迅速・適切な情報開示、が重要であると認識しており、それらを組織的に担保するためコーポレートガバナンス体制を整備・強化し、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
当社では現在、議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家、海外投資家を含め議決権を行使しやすい環境の整備は必要であると認識しております。
従来方法による議決権行使率は約9割に達しておりますが、議決権の電子行使については、引き続き、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら検討を進めてまいります。
また、招集通知の英訳につきましては、外国人株式所有比率が20%を超えた段階で実施いたします。
なお、海外投資家に会社概要を理解いただくために、決算概要を中心とした英語版アニュアルレポート等をホームページに掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1. 政策保有に関する方針
政策保有株式として上場株式を保有する場合は、中長期的な保有の合理性、投資採算、投資先企業との取引関係の維持・強化、事業戦略上の重要性などを総合的に判断しております。
2. 議決権の行使
議決権行使については、投資先の経営方針を尊重しつつ、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかといった観点に立ち、提案された議案を検討の上行使しております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、会社法および「取締役会規程」に基づき取締役会決議を要することとし、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役会に報告することにしております。なお、関連当事者間取引の有無については、年に1回、「関連当事者間取引調査票」の提出を求め、監視を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)経営理念、行動指針、中長期経営ビジョン、成長戦略等を当社ホームページに掲載しております。(http://www.kyoeisteel.co.jp/company/idea.html、http://www.kyoeisteel.co.jp/ir/middle_course.php)
(2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書に記載しております。(http://www.kyoeisteel.co.jp/company/corporate_governance.html)
(3)経営陣幹部・取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内において、指名・報酬等検討委員会の審議を経て、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定することとしております。報酬は月額報酬と賞与により構成されており、賞与は連結当期純利益をベースに配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しており、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。
(4)取締役および監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、以下の(a)～(c)を総合的に判断し、指名・報酬等検討委員会の審議を経て、指名の手続きを行うこととしております。また、社外役員の独立性に関しては、会社法ならびに東京証券取引所の定める独立性の要件に加えて当社独自基準に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
(a) 取締役候補の選定について・・・当社の更なる発展に貢献することが期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定および指名を行っております。
(b) 監査役候補の選定について・・・取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定および指名を行っております。
(c) 社外役員候補の選定について・・・社外役員は会社法ならびに東京証券取引所の定める独立性の要件に加えて当社独自基準を満たし、経営、法務、財務および会計、人事労務等の分野で豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定および指名を行っております。
(5)取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4－1－1】
取締役会は経営の意思決定・監督機関として、法令または定款で定める事項のほか経営計画や予算、投資計画に関する事項など、取締役会規程に定めた経営に関する重要事項を意思決定しております。また、経営会議を設置し、業務執行に関する重要事項や取締役会への付議事項の

審議・調整を行うとともに各事業所・所管部門毎に執行責任者・執行役員を配置し、経営の意思決定を迅速に業務執行に反映しています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
平成28年2月19日に独立社外取締役が逝去により退任したことに伴い、当社の独立社外取締役は0名となっておりましたが、平成28年6月22日開催の定時株主総会において、新たに独立社外取締役を2名選任いたしました。これにより、当社のコーポレートガバナンス体制は十分に機能するものと認識しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、会社法ならびに東京証券取引所が定める基準に加えて、当社独自の独立性基準を定め、ホームページにて開示しております。
(http://www.kyoeisteel.co.jp/company/corporate_governance.html)

【補充原則４－１１－１】
当社は、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を15名以内と定めております。取締役の選任に関する方針は原則３－１(4)で開示したとおりであり、知識・経験・能力のバランスが取れるよう多彩なバックグラウンドを有する人材を候補者に選定しております。また、社外取締役については、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある人材を選定しており、当社の企業価値向上に繋げていきたいと考えております。

【補充原則４－１１－２】
当社では、社内取締役1名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、その数は必要最小限の範囲に留まっており、取締役の業務に専念できる体制となっております。その他の社内取締役は他社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に常時専念できる体制となっております。
また、社外監査役1名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、その数は必要最小限の範囲に留まっており、監査役の業務に専念できる体制となっております。常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。
なお、取締役および監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３】
取締役会の実効性の維持・向上のため、取締役会の実効性の分析・評価を平成27年度に実施いたしました。評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の運営等について網羅的に自己評価を行うアンケート調査を実施いたしました。
評価の集計および分析の結果、当社の取締役会の運営に特段の問題はなく、実効性は確保されていることを確認いたしました。

【補充原則４－１４－２】
取締役および監査役には、求められる役割と責務を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。
取締役については、各種法令ならびに時流に即した課題等に関して社外の専門家による講習会を適宜実施し、また社外講習会や事業所視察を通じて、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めております。
また、監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では経営企画部担当取締役をIRの統括責任者とし、経営企画部IR課をIR担当部署としております。
証券アナリスト・機関投資家を対象に年2回の決算説明会を開催し、社長自ら当社の現況や成長戦略を伝えているほか、個別取材や株主からの問い合わせ等にも積極的に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	11,592,932	25.82
高島秀一郎	4,347,460	9.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター株式会社(退職給付信託口)	2,600,400	5.79
高島成光	2,233,000	4.97
三井物産株式会社	1,470,000	3.27
共英製鋼株式会社	1,439,455	3.21
合同製鐵株式会社	1,347,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,181,200	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	993,500	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	825,700	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新井信彦	他の会社の出身者								△			
山尾哲也	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新井信彦	○	元株式会社りそなホールディングス執行役	経営者としての豊富な経験を有しており、その高い識見から当社の経営全般に助言いただくため。
山尾哲也	○	―――	弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討委員会	5	0	3	2	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討委員会	5	0	3	2	0	0	なし

補足説明 更新

平成28年6月に、取締役会の決議によって選定された独立社外取締役および取締役により構成される「指名・報酬等検討委員会」を設置いたしました。今後、役員等の指名、報酬等の決定にあたっては、同委員会の審議を経て取締役会の決議を行うことで、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図って参ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末監査終了後、会計監査人と意見交換を行っております。また、会計監査人の監査に同行し、当社各事業所の業務監査を行っております。
また、監査部実施の内部監査結果等についても監査後に報告するなど、適時緊密な連絡を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤洋	他の会社の出身者									○				
小谷明	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤洋		新日鐵住金株式会社関係会社部部長	鉄鋼業における豊富な知識・経験等を有しており、その高い識見から、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。
小谷明	○	元株式会社りそな銀行監査役	銀行における豊富な経験を有しており、専門的見地から、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員への報酬については、株主総会で承認を受けた基本年俸と役員賞与にて対応することを基本方針としているためであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期における当社の取締役に対する報酬は、以下の通りです。
取締役に支払った報酬: 16名 393百万円(うち社外取締役 2名 7百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・専従部署はありません。
・取締役会の日程・議題等の連絡については本社人事総務部が担当し、案件により事前説明が必要とされる場合には担当部署から各員に対して実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社として、監査・監督機能の強化を図るとともに経営の意思決定や業務遂行を迅速に行えるよう、取締役会が取締役の職務執行を監督し、監査役が取締役の職務執行を監査することを基本とする以下の体制を整備しております。

1．業務執行の状況
（1）当社では、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することで監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。
（2）取締役会は代表取締役2名、取締役11名の計13名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行うとともに各取締役・執行役員の業務執行を監督しております。
（3）取締役会への付議事項および経営執行に関する重要事項の審議・調整・決定を行うため、経営会議を開催しております。経営会議は常勤取締役、常勤監査役、執行役員、関東スチール株式会社社長および会長・社長が指名するメンバーで構成され、毎月１回定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。
（4）経営に諮問する機関として、「営業委員会」、「コンプライアンス委員会」、「全社リスク管理委員会」を編成しております。
（5）取締役会の任意の諮問機関として、平成28年6月15日付で、取締役会決議により選定される独立社外取締役および取締役で構成される「指名・報酬等検討委員会」を設置いたしました。
2．監査役の機能強化に係る取組み状況
（1）監査役会は、当社および業界の業務内容と事業内容に精通した常勤監査役１名と監査役2名の計3名（うち2名が社外監査役）で構成され、監査役１名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
（2）監査役は当社の経営の意思決定機関である取締役会に出席し、適時適切な意見を述べております。加えて常勤監査役は、経営会議および社内の重要な会議にも随時出席しております。
（3）監査役は、会計監査人および当社の内部監査部門である監査部と連携し、監査を実施しています。監査役と会計監査人の意見交換は、監査計画作成時、監査実施後等、定期的に実施されているほか、会計監査人の監査に随時同行し、当社各事業所の業務監査を実施しております。また、監査部による内部監査結果は、監査の都度監査役に報告されております。
3．取締役候補者の指名および報酬の決定方法
（1）取締役候補者は代表取締役社長が選定し、指名・報酬等検討委員会の審議を経て、取締役会において承認を得た後、株主総会に候補者として選任議案を上程することとしております。
（2）取締役の報酬につきましては、指名・報酬等検討委員会の審議を経て、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営判断の迅速化及び企業価値の向上を図ると同時に、持続的な成長のためにはコンプライアンスの徹底が重要であると認識しており、それを組織的に担保する体制を構築しております。
当社においては、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役・監査役会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。また、各事業所、各関連会社毎の自主責任経営体制に基づく独自の経営システム及び当社の事業体制にふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	特にありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	特にありません。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部IR課にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	現在検討中であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。
b. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
(2) 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
(3) 重大な災害、事故及び違法行為等が発生した緊急時において、全社一元的に対応する組織として「全社リスク管理委員会」を設置し、迅速で適正な危機対応が行える体制を整備する。
c. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために次の体制を整備する。
(1) 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
(2) 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
(3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
d. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため「コンプライアンス委員会」を設置し、次のコンプライアンス・プログラムを整備する。
(1) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反又はそのおそれがある場合の調査及び是正措置等を行う。
(2) コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がコンプライアンス委員会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
(3) 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及び子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。
(2) 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
(3) 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的に実施し、指導・助言を行う。
(4) 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。
(5) 上記(1)～(4)に基づく具体的な体制は以下のとおりとする。
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。
・子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
所管部門は、各子会社の業務運営並びにマネジメントに関する支援を行う。
・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
所管部門は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
g. 監査役の監査に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任又は監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。
(2) 上記使用人の人事異動及び人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
(3) 上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。
ロ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社の取締役、執行役員、使用人及び子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役又は監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
(2) 監査役に報告を行なった当社の取締役、執行役員、使用人及び子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知・徹底する。
ハ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決算書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
(2) 監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
(3) 監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。

(4) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。
(5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用又は債務を速やかに処理する。また、緊急又は臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）
(1)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
(2)反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。
(3)警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。
（整備状況）
反社会的勢力との関係断絶について、当社のコンプライアンス・マニュアルに規定し、これを当社グループ社員全員に配布して、周知徹底を図っております。
反社会的勢力に対しては、本社人事総務部がグループ全体の統括部署となり、各社、各事業所の総務担当部署が対応します。また、「反社会的行為、物品購入強要対策マニュアル」を整備して、関係者が対応要領を共有するとともに、平素は研修会に参加したり、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を強化することによって、最新の情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

特にありません。

